

In brief

A look at current financial reporting issues

inform.pwc.com

pwc

30 June 2014

果実生成型植物の会計上の分類に関する修正

論点

国際会計基準審議会 (IASB) は、果実生成型植物に関連して、国際会計基準 (IAS) 第16号「有形固定資産」およびIAS第41号「農業」を修正しました。

現行のIFRSでは、すべての生物資産をIAS第41号の適用範囲に含め、売却コスト控除後の公正価値で測定しています。本修正により、今後は、果実生成型植物を、他のすべての生物資産とは異なる方法で会計処理することになります。

果実生成型植物は、その生産寿命にわたって、生産物を生成するためだけに使用されます。そのため、本修正では、果実生成型植物を他の生物資産と区別しています。果実生成型植物を、製造工程における機械に類似するものと考え、有形固定資産に分類し、IAS第16号に基づき会計処理することになります。

影響

果実生成型植物の会計処理

「果実生成型植物」の定義を満たす生物資産は、減価償却累計額および減損損失累計額を控除した取得原価または再評価額のいずれかで測定されます。

果実生成型植物とは、以下に該当するものをいう。

- (a) 農産物の生産または供給に使用する生きた植物
- (b) 1期間を超えて生産物を生成することが見込まれる生きた植物
- (c) 農産物として売却される可能性がほとんどない生きた植物 (付随的なスクラップ売却を除く)

果実生成型植物は、自家建設の有形固定資産に対する会計処理と同様に、成熟するまで累積原価で測定されます。

果実生成型植物の上に生育する生産物の会計処理

果実生成型植物の上に生育する生産物は、引き続きIAS第41号の適用範囲に含まれ、売却コスト控除後の公正価値で測定されます。また、生産物の成長による売却コスト控除後の公正価値の変動を純損益で認識します。

発効日および経過措置

本修正は2016年1月1日以後開始する事業年度に適用され、遡及適用が求められます。また、早期適用も認められます。

現時点で果実生成型植物を売却コスト控除後の公正価値で測定しているIFRS適用企業は、本修正を適用する際に、それらの資産の公正価値をみなし原価として用いることが認められます。

考察

経営者は、自社の生物資産が、本修正における果実生成型植物の定義を満たすかどうかを評価する必要があります。果実生成型植物または他の生物資産のどちらに分類するかは、認識後の測定モデルを決定するため、重要となります。

経営者は、果実生成型植物の定義を満たす資産について、自社のシステムで発生コストを把握できるようにする必要があり、また、これらの資産の成熟時期を決定する会計方針を検討する必要があります。